

家庭用品品質表示法施行規則の一部を改正する内閣府令新旧対照条文
 ○家庭用品品質表示法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第百六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（家庭用品）</p> <p>第一条 家庭用品品質表示法施行令（昭和三十七年政令第三百九十号。以下「令」という。）別表第一号（一）の内閣府令で定める繊維は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 プロミックス繊維</p> <p>二 ポリエチレン系合成繊維</p> <p>三 ビニロン繊維</p> <p>四 ポリ塩化ビニリデン系合成繊維</p> <p>五 ポリ塩化ビニル系合成繊維</p> <p>六 ポリアクリルニトリル系合成繊維</p> <p>七 ポリプロピレン系合成繊維</p> <p>八 ポリクラーラル繊維</p> <p>2 令別表第一号（三）1の内閣府令で定める衣服は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 帯</p> <p>二 足袋</p> <p>3 令別表第一号（三）2の内閣府令で定める身の回り品は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 ネクタイ</p> <p>二 羽織ひも</p> <p>三 帯締め</p> <p>4 令別表第一号（三）3の内閣府令で定める家庭用繊維製品は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 ベッドスプレッド</p>	<p>（新設）</p>

-
- 二 毛布カバー
- 三 枕カバー
- 5 令別表第二号(五)の内閣府令で定める住生活用品は、次に掲げるものとする。
- 一 可搬型便器
- 二 便所用の器具(固定式のものを除く。)
- 6 令別表第三号(五)の内閣府令で定める台所用電熱用品は、次に掲げるものとする。
- 一 電気ポット
- 二 電気ホットプレート
- 三 電気ロースター
- 7 令別表第四号(一)の内閣府令で定める紙は、障子紙とする。
- 8 令別表第四号(八)の内閣府令で定める素材を使用して製造した食食用、食卓用又は台所用の器具は、次に掲げるものとする。
- 一 強化ガラス製の食食用、食卓用又は台所用の器具
- 二 ほうけい酸ガラス製又はガラスセラミックス製の食食用、食卓用又は台所用の器具
- 三 漆又はカシュー樹脂塗料を塗った食食用、食卓用又は台所用の器具(木製のものと及び合成樹脂製のものに限る。)
- 四 合成ゴム製のまな板
- 9 令別表第四号(九)の内閣府令で定める魔法瓶は、次に掲げるものとする。
- 一 中瓶にガラス製の真空二重瓶を使用した魔法瓶であつて、卓上用のもの
- 二 内瓶にステンレス鋼製の真空二重瓶を使用した魔法瓶であつて、主として飲用水に用い屋外に携帯するもの
- 10 令別表第四号(十一)の内閣府令で定める素材は、次に掲げるものとする。
- 一 牛革
-

- 二 馬革
- 三 豚革
- 四 羊革
- 五 やぎ革

11 令別表第四号(十三)の内閣府令で定める靴は、甲に合成皮革を、本底にゴム、合成樹脂又はこれらの混合物を使用し、甲と本底とを接着剤により接着した靴とする。

12 令別表第四号(十七)の内閣府令で定めるマットレスは、次に掲げるものとする。

- 一 スプリングマットレス
- 二 ウレタンフォームマットレス(ウレタンフォームの部分の最大の厚さが五〇ミリメートル以上のものに限る。)

13 令別表第四号(二十)の内閣府令で定める石けん、家庭用合成洗剤及び家庭用化学製品は、住宅用又は家具用のワックスとする。

(消費者庁長官との協議)

第二条 都道府県知事又は市長は、令第四条第五項の規定により消費者庁長官に協議しようとするときは、次に掲げる事項を記載した協議書を消費者庁長官に送付しなければならない。この場合において、市長にあつては、当該市を包括する都道府県の知事を通じて消費者庁長官に送付しなければならない。

一 五 (略)

(消費者庁長官に対する都道府県知事又は市長の報告)

第三条 (略)

第四条 (略)

(消費者庁長官との協議)

第一条 都道府県知事又は市長は、家庭用品品質表示法施行令(昭和三十七年政令第三百九十号。以下「令」という。)第四条第五項の規定により消費者庁長官に協議しようとするときは、次に掲げる事項を記載した協議書を消費者庁長官に送付しなければならない。この場合において、市長にあつては、当該市を包括する都道府県の知事を通じて消費者庁長官に送付しなければならない。

一 五 (略)

(消費者庁長官に対する都道府県知事又は市長の報告)

第二条 (略)

第三条 (略)

第五条

(略)

第四条

(略)